

[事案 2021-101] 新契約無効請求

・令和5年4月20日 裁定打切り

※本事案の申立人は、[事案 2021-99] [事案 2021-100] [事案 2021-102] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

募集人の不適切な行為等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年12月に米ドル建終身保険2件（契約①②）、平成30年10月に変額個人年金保険2件（契約③④）を、乗合代理店を通じて契約した。しかし、契約①②については保険料や重要事項等に関して募集人が説明不足であること、また、契約③④は申込手続をした認識がないことから、契約①②③④を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

契約①②③④について、保険料を含めた必要な説明が行われており、申込手続に特段の問題はないこと、また、各契約を無効とすべき特段の事情も認められないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および代理人弁護士、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は、個別の契約に関し、募集時の状況について事実認定を行うことは困難であるが、募集時の取扱いに不適切な点があった可能性が否定できないことから、紛争の早期解決の観点も踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、申立人の同意が得られなかったため、裁定手続を打ち切ることとした。